

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「別表第3」を「別表第1及び別表第3」に改め、同条第5項中「別表第4」を「別表第1及び別表第4」に改める。

別表第1（1）の部中

「

床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円

」

を

「

床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	53,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	57,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円

」

に改め、同表（5）の部中

「

床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円

床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	47,000 円
---	----------

」

を

「

床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	25,000 円
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	34,000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	47,000 円

」

に改め、同表(8)の部中

「

床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	21,000 円
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	29,000 円
床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	45,000 円

」

を

「

床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	24,000 円
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	33,000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	45,000 円

」

に改め、同表(10)の部中

「

中間検査を行う部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	19,000 円
中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	25,000 円
中間検査を行う部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	40,000 円

」

を

「

中間検査を行う部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	20,000 円
中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	27,000 円
中間検査を行う部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	40,000 円

」

に改め、同表(26)の部中

「

建基法第 55 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査

」

を

「

建基法第 55 条第 2 項又は地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 44 の規定により読み替えて適用する建基法第 55 条 4 項第 2 号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査

」

に改め、同表備考中第 8 項を第 9 項とし、同表備考第 7 項中「非住宅部分」を「建築物省エネ法第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定が適用される建築物（建築物省エネ法第 11 条第 1 項ただし書又は第 12 条第 2 項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。）」に、「備考 6」を「備考 7」に、「床面積の区分」を「建築物の区分」に改め、同項を同表備考第 8 項とし、同表備考第 6 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項の非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）」を「建築物省エネ法第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定が適用される建築物（建築物省エネ法第 11 条第 1 項ただし書又は第 12 条第 2 項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。）」に、「床面積の区分」を「建築物の区分」に改め、同項の表を次のように改める。

建築物の区分		金額
一戸建ての住宅の場合		4,500円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	78,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	125,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	189,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	286,000円
非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表、別表第3及び別表第4において「基準省令」という)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。)の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	134,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	169,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル	211,000円

		以上5万平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	296,000円
複 合 建 築 物（基準 省 令 第 1 条 第 1 項 第 1 号 に 規定する 複 合 建 築 物 を い う。）の場 合	住宅部分（基	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	準省令第1条		
	第2項に規定	床面積の合計が300平方メートル以上	19,000円
	する住宅部	2,000平方メートル未満のもの	
	分をいう。）	床面積の合計が2,000平方メートル以上	43,000円
		5,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上	78,000円
		1万平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が1万平方メートル以上	125,000円
		2万5,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が2万5,000平方メートル	189,000円
		以上5万平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	286,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	（基準省令		
	第1条第1項	床面積の合計が300平方メートル以上	17,000円
	第1号に規定	1,000平方メートル未満のもの	
	する非住宅	床面積の合計が1,000平方メートル以上	28,000円
	部 分 を い	2,000平方メートル未満のもの	
	う。）	床面積の合計が2,000平方メートル以上	85,000円
		5,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上	134,000円
		1万平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が1万平方メートル以上	169,000円
		2万5,000平方メートル未満のもの	

		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	211,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	296,000円

別表第1備考第6項を同表備考第7項とし、同表備考第5項の次に次の1項を加える。

- 6 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に係る建築物の計画が建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下別表第4において「施行規則」という。))第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。)に係る建築物(低炭素化促進法第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。)であって、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの(以下この表において「仕様基準適用住宅」という。)に該当する場合における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表右欄に定める金額を加算した金額とする。

建築物の区分		金額
一棟の建築物からなる一戸の住宅(以下この表及び備考7において「一戸建ての住宅」という)の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,000円

	仕様基準適用住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	170,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	308,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	500,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	881,000円

別表第3(1)の部中

「

一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円

」

を

「

一戸建ての住宅	誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円
	誘導仕様・計算併用法により算出する場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	29,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	32,000円
	その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円

」

に、

「

誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円

	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

」

を

「

全ての住戸について誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円

	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
全ての住戸について誘導仕様・計算併用法により算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	54,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	92,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	166,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	232,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	439,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	740,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,342,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方	1,065,000円

	メートル未満のもの	
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

」

に改め、同表備考第8項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下別表第4において「基準省令」という。)」を「基準省令」に改め、同表備考中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 この表において「誘導仕様・計算併用法」とは、基準省令10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は基準省令10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準をいう。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第2条関係) 別紙1添付

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた者であつて、当該確認済証による建築物の工事に着手しているものに係る確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、工事完了通知手数料及び特定工程工事終了通知手数料の規定の適用については、改正後の宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙 1

別表第 4 (第 2 条関係)

名称	事務の区分				金額
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	確保計画の判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,600円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,100円
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	63,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	97,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	156,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	220,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	347,000円
			非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が5,000平方メー	151,000円

				トル以上1万平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	198,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	239,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	352,000円
			複 合 建 築 物	住宅部分	
				床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	63,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	97,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	156,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	220,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	347,000円
				非 住 宅 部 分	
				床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	103,000円

				トル以上5,000平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	151,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	198,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	239,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	352,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅	仕様基準による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円
			仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	27,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	30,000円
			その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	35,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	39,000円
		共同住宅等	全ての住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	170,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル	308,000円

					未満のもの	
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	500,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	881,000円
				全ての住戸が仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	230,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	437,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	738,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,340,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	291,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル	566,000円

					未満のもの	
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	977,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,798,000円
	非住宅建築物	工場等	モデル建物法による場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	168,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	216,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	260,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	379,000円
			その他の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	37,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未	125,000円

					満のもの		
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	175,000円	
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	224,000円	
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	270,000円	
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	390,000円	
				工場等を除く	モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
						床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	339,000円
						床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	415,000円
						床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	482,000円
						床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	644,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円

					のもの		
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円	
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円	
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	689,000円	
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	823,000円	
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	935,000円	
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,187,000円	
			複合建築物	住宅部分	全ての住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	170,000円
						床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	308,000円
						床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	500,000円
						床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	881,000円
							全ての住

					戸が仕様・	ル未満のもの		
					計 算 併 用	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円	
					法 に よ る			
					場 合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円	
						床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	230,000円	
						床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	437,000円	
						床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	738,000円	
						床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,340,000円	
					そ の 他 の	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,000円	
					場 合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円	
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	
						床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	291,000円	
						床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	566,000円	
						床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	977,000円	
						床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,798,000円	
				非住	工場	モデ	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22,000円

				宅部	等	ル建	ル未満のもの	
				分		物法	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円
						による場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
							床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
							床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	168,000円
							床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	216,000円
							床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	260,000円
							床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	379,000円
						その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
							床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	37,000円
							床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
							床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円
							床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	175,000円
							床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	224,000円

		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	270,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	390,000円
工場等を除く	モデル建物による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
	合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	339,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	415,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	482,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	644,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円

						床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	689,000円
						床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	823,000円
						床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,187,000円
(2) 変 更 後 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 に 係 る 適 合 性 判 定 申 請 手 数 料	建 築 物 省 エ ネ 法 第 11 条 第 2 項 又 は 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 確 保 計 画 の 変 更 の 判 定 の 申 請 に 対 する 審 査	他 の 計 画 記 載 建 築 物 の 場 合 そ の 他 の 場 合	確保計画に係る建築物の変更しようとする部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この部、(3)の部、(5)の部及び(6)の部において同じ。)に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額				
(3) 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画	施 行 規 則 第 13 条 の 規 定 に 基 づ く 確 保 計 画 の 変 更 が 軽 微 な 変 更	他 の 計 画 記 載 建 築 物 の 場 合 そ の 他 の 場 合	確保計画に係る建築物の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額				

軽微な変更該当証明申請手数料	に該当している旨の証明の申請に対する審査				
(4)建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	性能向上計画の認定の申請に対する審査	別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	165,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	234,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	368,000円
			非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円

		場合			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	151,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	198,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	239,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	352,000円
		複 合 建 築 物	住 宅 部 分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	103,000円	
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	165,000円	
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	234,000円	
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	368,000円	
			非 住 宅 部 分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	

				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	151,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	198,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	239,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円	
		誘導仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	27,000円	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	30,000円	
		その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円	
	共同住宅等	全ての住戸が誘導仕	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円	

				様基準 による 場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	181,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	328,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	533,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	940,000円
				全ての 住戸が 誘導仕 様・計 算併用 法によ る場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	230,000円

				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	437,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	738,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,340,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	310,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	604,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	1,045,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,923,000円
		非住宅建築物	モデル	床面積の合計が300平	93,000円

				建物法 による 場合	方メートル未満のもの	
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	339,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	415,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	482,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	644,000円
				その他の 場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上	388,000円

					2,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	689,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	823,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	935,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,187,000円
			複合建築物	住宅部分	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	181,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万	328,000円

					5,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	533,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	940,000円
				全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	230,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	437,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	738,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,340,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円

					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	310,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	604,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	1,045,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,923,000円
	非住宅部分	モデル建物法による場合			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円

					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	339,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	415,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	482,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	644,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	689,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	823,000円

						床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,187,000円
(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査						性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、(4)の部に定める金額に相当する額
(6) 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	施行規則第28条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査						性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、(4)の部に定める金額に相当する額

備考

- 1 この表において「確保計画」とは、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。
- 2 この表において「認定計画」とは、建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。
- 3 この表において「算出方法」とは、認定計画に記載された建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における建築物省エネ法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法をいう。
- 4 この表において「他の計画記載建築物の場合」とは、算出方法と同一の方法によりエネルギー消費性能を算出する場合をいう。
- 5 この表において「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。
- 6 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 7 この表において「非住宅建築物」とは、基準省令第1条第1項第1号の非住宅建築物をいう。
- 8 この表において「複合建築物」とは、基準省令第1条第1項第1号の複合建築物をいう。
- 9 この表において「住宅部分」とは、基準省令第1条第2項の住宅部分をいう。
- 10 この表において「非住宅部分」とは、基準省令第1条第1項第1号の非住宅部分をいう。
- 11 この表において「仕様基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 12 この表において「仕様・計算併用法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 13 この表において「工場等」とは、非住宅部分の全部を基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途に供する建築物をいう。
- 14 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)及び(3)の部においては基準省令第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))に規定する基準をいう。
- 15 この表において「性能向上計画」とは、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。
- 16 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 17 この表において「誘導仕様・計算併用法」とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 18 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この表に定める当該申請に係る複合建築物の各部分の金額を合算した金額とする。
- 19 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計

画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の部又は(5)の部に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

- 20 性能向上計画の認定の申請に建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した額とする。

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
(手数料) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。<u>別表第3</u>において「低炭素化促進法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。<u>別表第4</u>において「建築物省エネ法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。 6～8 (略) 別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】 備考 1～5 (略)	(手数料) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。<u>別表第1及び別表第3</u>において「低炭素化促進法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。<u>別表第1及び別表第4</u>において「建築物省エネ法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。 6～8 (略) 別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】 備考 1～5 (略) 6 <u>建築物に関する確認の申請又は計画の通知に係る建築物の計画が建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下別表第4において「施行規則」という。)第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。)</u>に係る建築物(低炭素化促進法第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。)であつて、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないものの(以下この表において「仕様基準適用住宅」という。)に該当する場合における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げ

- 6 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の非住宅部分(以下この表において「非住宅部分」という。

_____)が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。

表 (略)

- 7 中間検査等をした建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、非住宅部分

_____ が含まれる場合における中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、備考6の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。

- 8 (略)

別表第3(第2条関係)

【別記2 参照】

備考

- 1～7 (略)

- 8 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下別表第4において「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

る建築物の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。

表 (略)

- 7 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物(建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。)が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。

表 (略)

- 8 中間検査等をした建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物(建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。)が含まれる場合における中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、備考7の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。

- 9 (略)

別表第3(第2条関係)

【別記2 参照】

備考

- 1～7 (略)

- 8 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令

_____ 第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

- 9 この表において「誘導仕様・計算併用法」とは、基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準

<u>9</u> (略)	<u>をいう。</u>
<u>10</u> (略)	<u>10</u> (略)
別表第4(第2条関係)	<u>11</u> (略)
(略)	別表第4(第2条関係)
	(略)

【別記1】

(現行)

名称	事務の区分	金額
(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建基法第6条第1項(建基法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は建基法第18条第2項(建基法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円
(5) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
(8) 中間検査等をした建築物	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円

に関する完了検査申請又は完了通知手数料	査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	29,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	45,000円
(10) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
		中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	19,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	25,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	40,000円
(26) 建築物の高さの特例認定申請手数料	建基法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査		27,000円

(改正案)

名称	事務の区分	金額
(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知	建基法第6条第1項(建基法第87条第1項において準用する場合を	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超	57,000円

手数料	含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は建基法第18条第2項(建基法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	<u>え300平方メートル以内のもの</u>	
		<u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>68,000円</u>
(5) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	<u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u>	<u>25,000円</u>
		<u>床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u>	<u>34,000円</u>
		<u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>47,000円</u>
(8) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物	<u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u>	<u>24,000円</u>
		<u>床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u>	<u>33,000円</u>
		<u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>45,000円</u>

	に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査		
(10) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査	<u>中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> <u>中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u> <u>中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>20,000円</u> <u>27,000円</u> <u>40,000円</u>
(26) 建築物の高さの特例認定申請手数料	建基法第55条第2項又は地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用する建基法第55条4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査		27,000円

【別記2】

(現行)

名称	事務の区分					金額	
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	その他の場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの		40,000円	
			一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		45,000円	
			共同住宅等	誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		38,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		66,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		125,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		178,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		322,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		520,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの		915,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		77,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		130,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		228,000円
					床面積の合計が5,000平方メ		318,000円

[illegible]

					トル以上2,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

(改正案)

名称	事務の区分					金額
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	その他の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円
				誘導仕様・計算併用法により算出する場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	29,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	32,000円
				その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円

			共 同 住 宅 等	全ての住戸に	床面積の合計が300平方メ	38,000円
				ついて誘導仕	ートル未満のもの	
				様基準により	床面積の合計が300平方メ	66,000円
				算出する場合	ートル以上2,000平方メ	
					ートル未満のもの	
					床面積の合計が2,000平方	125,000円
					メートル以上5,000平方メ	
					ートル未満のもの	
					床面積の合計が5,000平方	178,000円
					メートル以上10,000平方メ	
					ートル未満のもの	
					床面積の合計が10,000平方	322,000円
					メートル以上25,000平方メ	
					ートル未満のもの	
					床面積の合計が25,000平方	520,000円
					メートル以上50,000平方メ	
					ートル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方	915,000円
					メートル以上のもの	
				全ての住戸に	床面積の合計が300平方メ	54,000円
				ついて誘導仕	ートル未満のもの	
				様・計算併用法	床面積の合計が300平方メ	92,000円
				により算出す	ートル以上2,000平方メ	
				る場合	ートル未満のもの	
					床面積の合計が2,000平方	166,000円
					メートル以上5,000平方メ	
					ートル未満のもの	
					床面積の合計が5,000平方	232,000円
					メートル以上10,000平方メ	
					ートル未満のもの	
					床面積の合計が10,000平方	439,000円
					メートル以上25,000平方メ	
					ートル未満のもの	

					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	740,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,342,000円
			その他の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
			複合建築物	住宅部分	全ての住戸について誘導仕様基準により算出する場合	
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円

					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
				全ての住戸について誘導仕様・計算併用法により算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	54,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	92,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	166,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	232,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	439,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	740,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,342,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円

					<u>トル未満のもの</u>	
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>228,000円</u>
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>318,000円</u>
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>617,000円</u>
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>1,065,000円</u>
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,958,000円</u>



省エネ基準適合義務制度① ～義務付けの対象、届出・説明義務制度の廃止～

Point

- 2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則全ての住宅・建築物について省エネ基準適合が義務付けられます。
- 現在、中規模以上の住宅に適用されている届出義務制度及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する説明義務制度は、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は廃止されます。

省エネ基準適合義務の対象について

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年4
月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

届出義務制度及び説明義務制度の廃止について

- 届出義務制度(現在、300㎡以上の住宅に適用)及び説明義務制度(現在、300㎡未満の住宅・非住宅に適用)は、2025年4月以降廃止されます。
- 施行日以後に着工する場合は、省エネ基準適合義務の対象となり、施行日前に着工する場合は、届出義務制度又は説明義務制度の対象となります。

建築確認の対象となる建築物の規模

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

改正前

階数2以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には審査省略の対象

木造	階数	延べ面積			木造 以外	階数	延べ面積	
		200㎡	500㎡	500㎡以上			200㎡	200㎡以上
木造	3以上	○ 2号	○ 2号	○ 2号	木造 以外	3以上	○ 3号	○ 3号
	2	△ 4号 (一部審査省略)	△ 4号 (一部審査省略)	○ 2号		2以上	○ 3号	○ 3号
	1	△ 4号 (一部審査省略)	△ 4号 (一部審査省略)	○ 2号		1	△ 4号 (一部審査省略)	○ 3号

■ : 審査対象 □ : 審査対象であるが一部審査省略あり

改正後

平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造関係規定等の審査が必要に(省エネ基準の審査対象も同一の規模)

木造	階数	延べ面積			木造 以外	階数	延べ面積	
		200㎡	500㎡	500㎡以上			200㎡	200㎡以上
木造	3以上	○ 新2号	○ 新2号	○ 新2号	木造 以外	3以上	○ 新2号	○ 新2号
	2	○ 新2号	○ 新2号	○ 新2号		2以上	○ 新2号	○ 新2号
	1	△ 新3号 (一部審査省略)	○ 新2号	○ 新2号		1	△ 新3号 (一部審査省略)	○ 新2号

■ : 審査対象 □ : 審査対象であるが一部審査省略あり

構造関係規定等の確認も必要に

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の改正概要

1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行などにより、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正によるもの

省エネ基準の適合義務の対象が、中規模以上の住宅以外の建築物のみから、原則すべての建築物に拡大されること、及び省エネ基準の適合を確認する方法として計算による方法と仕様基準による方法を併用する方法が認められたことから、当該審査に係る新たな手数料区分を追加する。また、建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度が廃止されたことから、当該認定に係る手数料区分を削除する。

(2) 建築基準法の改正によるもの

建築確認・検査における構造規定等の審査・検査の省略対象の規模が縮小されたことから、手数料区分を変更し、手数料を増額する。

(3) 地域再生法の改正によるもの

地域再生法に基づいて、住宅団地再生のための事業計画を作成・公表した場合、既存ストックの活用を目的として建築基準法に基づく高さの制限を緩和することができる。この認定は建築基準法の規定を読み替えて適用されることから、高さの認定手数料の欄の文言を改める。

3 施行時期

令和7年4月1日